(ii)・(iii)　（略）	
（削る）	
（削る）	
(iv)・(v)　（略）	

ロ　利用者が医療機関から退院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数	
ハ　イ及びロに掲げるもののほか、医療機関に情報を共有した回数	
(iii)・(iv)　（略）	
(v)　麻薬に係る調剤を行つた回数	
(vi)　無菌製剤処理に係る調剤を実施した回数	
イ　当該薬局において実施した回数	
ロ　他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数	
ハ　他の薬局を紹介する等により実施した回数	
(vii)・(viii)　（略）	

(2)　専門医療機関連携薬局	
(i)～(iv)　（略）	
（削る）	
(v)・(vi)　（略）	
第三　その他医療を受ける者による薬局の選択に資する事項	

(2)　専門医療機関連携薬局	
(i)～(iv)　（略）	
(v)　麻薬に係る調剤を行つた回数	
(vi)・(vii)　（略）	
（新設）	

○原子力規制委員会規則第五号

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第四条第四項第五号及び第六条第四項第四号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十一月一日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

規則

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第七条　令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。	**第七条**　令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。
一　次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの	一　次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの

イ～ト　（略）	
チ　使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、規制法第四十	(1)～(3)　（略） (4)　原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 (5)～(7)　（略）

イ～ト　（略）	
チ　使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、規制法第四十	(1)～(3)　（略） (4)　原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 (5)～(7)　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年一月五日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に行われた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八条の二第一項又は第二項の規定による報告に対するこの省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十一条の六の規定の適用については、なお従前の例によることができる。